

『病原菌と人間の近代史：日本における結核管理』

塩野麻子* 著、人文書院、2025 年

小泉 義之†

一般に感染症の歴史研究においては、結核史研究においてもまた、発病した病人をめぐる医学史と政策史に焦点があてられてきた。しかし、本書が明快に示しているように、20 世紀初頭には、成人人口の殆どが既に結核菌に感染しており、そうでありながらも発病者は感染者のごく一部であることがわかっていた。つまり、感染症の流行においては、感染しても発病しない人、感染しても病原菌を発しない人、軽度の発症にとどまる人、発病しても死にいたらぬ人が、その割合ははまだ正確に捉えられていなかったとしても、相当の割合で存在することがわかっていた。結核に限らず、感染症においては、どうしたわけかそのような事態になることがある。とするなら、そのような知に基づいて医療方針や結核対策は形成されていたはずであり、実際にそうであったことを本書は鮮やかに描き出している。この点だけで、本書は、独創的で画期的なものとなっている。以下、若干の評言を記しながら、各章の概要を述べていく。

序章では、本書全体の構想が述べられる。20 世紀初頭には「感染と発病の不一致」が認識され、発病者の治療だけではなく、「感染した身体に綿密な配慮を払うことで病気に対する免疫を獲得しようとする発病予防」が模索されることになった。とするなら、総じて「結核の顕在性」に焦点をあててきた先行研究とは違って、「結核の潜在性」に焦点をあてて結核史を探究しなければならないとその構想が宣言される。

第一章では、結核の感染と発病についての「医学知識の形成」が、医学論文や行政文書を丁寧に検討して論述される。とくに強調されるのは、1908 年のツベルクリン反応の実用化によって、「結核菌の感染は必ずしも病気の発病に直結しない」と認識されたことである。日本結核病学会は、ツベルクリン反応を用いた小児の結核感染調査によって、当時の欧米の学説である「小児期感染説」が成り立っていないことを認識しただけではなく、感染と発病について異なる見方を形成する必要に迫られることになる。この歴史的文脈において、1927 年の有馬頼吉の論考が取り上げられ、感染が必ずしも発病に直結しないからには、結核にも「免疫現象」があると認識されるようになり、小児期感染説が成り立たないにせよ、そうであればなおさら、都市化によって結核の蔓延^{まんえん}が避けがたい状況においては、感染防止よりは、感染による「免疫」を利用した結核発病予防法を探るべきであると唱えられていく次第が鮮やかに示されている。

* 立命館大学衣笠総合研究機構 専門研究員

† 立命館大学 名誉教授

ykt21148@ce.ritsumeai.ac.jp

その上で、医学知識と対策方向を総合したものとして、1932年の岡治道の有名な論考が位置づけ直される。岡治道は、日本では、結核感染は主として「青年期」に経過し、発病の多くは初感染から「短期間」で起こるとする「初感染発病説」を提唱するとともに、その初感染の時期を「定期的」なツベルクリン反応検査によって特定して、初感染後の「一定期間」の発病予防に焦点をあてるという結核予防体系を提唱したが、まさにその体系が、「戦時期の結核政策、すなわち集団検診による初感染の早期発見とその発病防止」の「理論的土台」となったのである。他方で、青年期に初感染しても発病に直結しない事実もそれとして認識されていた。1941年の厚生省『週報』についての本章のまとめによるなら、「大部分の人」が一生に一度は感染するが、「90%以上の人」は全然発病せず、発病する人の「大部分」は感染後「一年ないし二年」に発病する。そこを無事に経過するならその後に発病することは「少ない」というのである。

本章は、戦時期に始まる集団検診を核とする結核予防体制の形成にあたって、感染と発病の不一致、結核の潜在性についての医学知識こそが重要な歴史的役割を担い、ひいては結核予防体制を形成する力ないし権力を発揮したということ、その意味において医学的な知一権力の歴史を描き出しているわけであるが、評者の見るところ、狭義の医学史ないし医療史の論述としては、補足が可能でもあり必要でもあろう。例えば、発病者に対する医療の歴史は叙述されていない。それは「決定的」な治療法が見出されないまま経過したから省略されたのであろうが、とするなら、だからこそ「予防」に重点が置かれるに至ったと見ることも可能であろう。他方で、「90%以上の人」は発病しないからには、大規模集団検診はコスト的には非効率的であったと言えなくもない。これは「決定的」治療法があっても成り立つ論点でもあり、小児期感染説と初感染発病説の違いによっては説明がつかず、日本ほどの規模では集団検診を制度化しなかった欧米諸国との比較も含め検討されるべきであろう。

第二章では、戦前期の通俗医学書の歴史が論述される。本章は、それが感染を「前提」に、すなわち、感染と発病の不一致、結核の潜在性を踏まえて、「自らの心身に綿密な配慮をはらう結核の発病予防」を呼びかけたものとして取り上げていく。それは本書の観点からして当然の捉え方であり、先行研究に見られない独創的な捉え方になっている。

本章は、感染予防に重点を置いた公衆衛生・個人衛生の前史、1890年代から1910年代の歴史を概観した上で、通俗医学書の記述が1920年代から変化していくことに着目する。この頃から、感染と発病の不一致を踏まえて、「体内の菌を『免疫』として善用する方法」を一般大衆に発信するものとなっていくのである。その典型が原栄『肺病予防療養教則』であり、その結核観が詳しく検討されている。そして、この通俗医学書が、潜在的患者としての人間に対して発病予防を目指す生き方、すなわち、「体内の結核菌との関係を調整するかのように、自身の行動や思考を調整する」生き方、あるいは、「あたかも自身に『爆発』物が埋め込まれているかのように振る舞い、自らを調整し、統御しようとする」生き方を啓発し訓育していく点を取り出されている。

ところで、本章は独創的であるものの、幾らか浮いた章になっている印象がある。というのは、通俗医学書によって形成される主体が実際にはどうであったのか、また、その主体形成が結核医学・医療の制度化においてどのような位置を占めることになるのかといった点が論じられる必要があると思われるからである。評者の見るところ、通俗医学書の修養・養生の主体は、実は、療養所を求め療養所の中で生きて死んでいく主体に適合的なものとなっている。付言するなら、結核文学の多くもその観点から位置づけられるだろう。さらに指摘するなら、そのような主体が、1930年代以降のBCG接種を導入する結核対策に適合的でありうるのかどうかも検討されるべきであろう。要するに、本章は、

結核の潜在性という観点では本書に首尾よくおさまっているが、本書後半との関連性を欠くために多少浮いているとも言えよう。

第三章では、結核予防と体質概念の結びつきが叙述される。これは本章の特徴をなす点であろうが、1930年代からの体質医学の制度化の過程が比較的詳しく叙述されている。そして、1930年前後に、オリンピックメダリスト人見絹枝が「乾路性肺炎」（結核性肺炎の一種）で死去したことも契機の一つとなって、それまで試みられていた「結核を感受しやすい体質」を抽出する試みが、大筋では否定的に捉えられていく経緯が叙述されている。体質医学は制度化されたものの、「主だった結核書でも、体質医学の知見を結核予防体系に取り入れることに対して否定的な立場がとられた」のである。

そのようにして体質医学は個体認識には役立たないことが明確になったわけであるが、それでも、だからこそ、「結核に対する個体差」が注目されていくことにもなり、そのことがまた、「結核に対する免疫反応の強い」と形容されるところの「人口集団」を作ること、個別の個体というよりは、個別の個体の統計的な集団としての *population* を作ることが目指されていくことが示唆されている。本章は、体質医学の内在的検討を行っている点において、体質と体質医学をめぐる先行文献を優に越えていると指摘しておきたい。

第四章では、先行研究でもよく取り上げられてきた結核療養所と隔離について論じられる。その際に、公立結核療養所と隔離の有効性についての議論がなされていた経緯が辿られていく。とくに取り上げられるのは、1931・32年に、日本結核予防協会の機関誌『人生の幸福』で、有馬頼吉、紀本参次郎、三戸時雄などによって展開された一大論争である。

その論争の背景には、「国際社会」では、療養所による貧困患者の社会政策的救済について見直しが迫られ、治療医学から予防医学へと結核対策の主軸が移行していたことが指摘される。ところで、本章の叙述を見る限りでは、療養所の社会的機能が無用か否かについては決着を見ず、むしろ論争を通して予防医学への傾斜が強められることになったと総括されている。それ故に、引き続く本章の叙述は、1937年の保健所法制定に向かい、保健所が「結核対策事業の前線」に立つこととなり、「早期発見・早期治療」のスローガンが強調され、保健所が「予防医学的な局面」を担っていくとまとめられる。史資料の不足もあろうが、ここはいささか通り一遍の叙述になっている。

そこはともかく、本章は、その早期発見という方針こそが、「一九四〇年代における全人口的な結核検診の制度化につながっていく」と結論していくのである。予防・検診が「全人口」を対象とするべき制度として構想されるということは歴史的に極めて重大な出来事であるが、そのことは、特異な結核病のあり様に促されたことであったわけである。

第五章では、戦時期の集団検診の実情が分析されていく。この戦時期の結核対策については、意外なことに、先行研究では「断片的な言及」にとどまってきたようである。海外の研究においても、ウィリアム・ジョンストンが戦時期に結核対策が「本格化」したことを指摘しながらも、その内容は概説的なものとどまっているようである。他方、先行研究では国民体力法を基本法とする国民体力管理制度に着目するものは多かったが、それらは概ね国民体力管理を「健兵健民政策の一環」として取り上げ、それを駆動する「軍国主義」的理念だけに着目してきた。言いかえるなら、戦時体制・総力戦体制が成立したからこそ、全人口を対象とする制度が成立したと見てきたのである。そして、先行する福祉国家研究では、そのような戦時体制・福祉体制（リチャード・ティトマスの古典的研究のいう *Warfare/Welfare*）にこそ、戦後福祉国家の源流の一つがあるとされてきた。しかし、そうした歴史認識は少なくとも一面的であり、とりわけ医療保健そのものの歴史的役割、その知・権力の役割を見落

としてきたということになる。

これに対し、本章では、「戦時期の結核対策のなかでもとくに集団検診に着目し、全人口的な集団検診が実現する経緯を明らかにするとともに、人口を分類し国民の健康を管理する技術がどのような意義をもったのかを考察する」と宣言される。そして、集団検診における「既感染健康者」という分類項目に着目する。戦時期医療保健体制はそこにこそ「特別な意味」を付与していたのである。

1936年に開発されたX線間接撮影法を用いて「結核集団検診」として体系化したのは、今村荒男である。その「ひろく健康者を対象とした検診」は、「未曾有」の試みであった。「健康者」を検診の対象、ひいては医療の対象とするということは異様なことであったことが気づかれていたのである。1938年に厚生省が成立してから、集団検診の運用方法が議論となっている。その過程を丁寧に追いながら、本章では『日本公衆保健協会雑誌』が検討され、「この記事から、無自覚の疾病なるものを診断することが被検者の目にいかに異様にうつっていたのかをうかがい知ることができる」と結論されている。事実、厚生省が試験的に職員1438人に対し結核検診を行ったところ、つまり「健康者」1438人を検診したところ、そこに148人の「結核患者（内、開放性結核患者24人）」を見出したのである。「無自覚性結核」病者、しかも開放性ではない既感染者の発見である。まさにこのことが、「国民全体」を検診するべきであるという確信をもたらしていくというのである。

そして、1940年の国民体力法によって、結核集団検診が施策化される。たしかに、その施行は「勅令」によって対象者が「満十七歳から十九歳男子」に絞られたし、そこだけに着目して、成年男子の「優先」と、「健兵」イデオロギーを結びつける研究が多かったが、しかしそれは一面的であって、そもそも健康管理は「人口全体」を対象としようとするものであった。そして、1941年の厚生省「結核ニ関スル集団検診規準」において、被検者の分類に統一的規準が設けられ、「初感染から一ヶ年を無事に越した者（既感染者）」を「健康者」と呼ぶことになる。また、未感染者は将来感染・発病する可能性が残されている以上、「仮初め」の健康者と捉えられることになる。要するに、既感染健康者なるカテゴリーの人口集団の析出こそが、全人口的管理体制の設置を歴史的に促したのである。

第六章では、戦時期におけるBCG集団接種の経緯が叙述され、それが戦後期に引き継がれる次第が明らかにされている。ここでも、BCGを含む「結核ワクチン」の研究の方向を決定づけたのは、今村荒男の1927年日本結核病学会総会報告であった。それ以降、「結核ワクチン」による、未感染者に対する「免疫付与」、および「発病予防」に焦点があてられることになる。そして、1930年頃に、BCGは、「自然感染」による「免疫」獲得、これを「安全に行なうための補助」として位置づけられることになる。言いかえるなら、BCGによって、未感染者をして「既感染健康者」にすることが企てられるのである。実際、日本学術振興会第八小委員会による調査報告書において、BCG接種群と未接種群の発病率と死亡率を比較したところ、前者の発病率は後者の2分の1に、死亡率は8分の1に抑えられることが「確認」された。こうしてBCG集団接種は制度化される。未感染である健康者を、感染者へ、さらに既感染の健康者へと、医療が作り変えること、そのようにして全人口・国民全体の健康を増進すること、それが遂に制度化されたのである。そして、BCG集団接種が「結核管理のひとつの到達点であった」とまとめられている。

以上見てきたように、本書はさまざまな創見と学識に裏打ちされた堅実な研究である。著者は、大学院在学中にコロナ禍についての論文なども発表しており、今後も大いにその「潜在性」を、歴史研究においても現代研究においても顕在化していくことを期待する。